

順位		画像	記事タイトル / プロフィール  / 記事本文 / 関連キーワード
PR			
1位			<p>ブログを書くことによる3種類の収入。直接・入り口・成長 EX-IT-ひとり税理士井ノ上陽一が毎日更新   情報提供</p> <p>ブログを書くことによって収入を得ることは不可能ではありません。ただ、その方法には大きく分けて3つあります。いわゆる「ブログで稼ぐ」だけではありません。※Keynoteで作成 ブログだけで稼ぐのは楽?「ブログで稼ぐ」というと楽なイメージがあります。・好きなことを書いて・家にいながら・ネットだけで・時間をかけないで・嫌な仕事をしないで収入を得るのは、一見楽に見えるかもしれません。ブログだけ稼げるようになるのは</p> <p>関連キーワード  Keynote  収入  イメージ  >>もっと見る</p>
2位			<p>ミスとチェック なんば(難波)の税理士 角南則幸の日常日記   情報提供</p> <p>ご訪問いただきましてありがとうございます。税理士の角南です。非効率なようで結局は効率的。カーッとなつた頭で、何度もチェックするよりも時間を置いてからすることで、ミスを見発できたり。チェックリストに従ってチェックをしたり。さらには別の視点からチェックをしたり。その度に仕事の流れが中断しますが、凡ミスは0にしたいものであります。ある方とお話ししている時のこと。「仕事って一気に終わらせたいよな」「そうですね</p> <p>関連キーワード  チェックリスト  効率的  頭  >>もっと見る</p>
3位			<p>感情によってサービスは良くも悪くもなる ピン税理士の奔走日記   情報提供</p> <p>豊田市の税理士いとうです。税理士の関与先さんというのは実に色々いらっしゃいまして、レスポンスの早い方もいらっしゃればそうでもない方もいらっしゃる。レスポンスの遅い方の中には忙しくて、税理士からの問い合わせは後回しでいいとお考えになる方もいらっしゃるかもしれません。基本的に税理士からの問い合わせに対して常に即答しろなんて言うつもりはありませんが、だからといって放置されても困ってしまうのですが…返答をいた</p> <p>関連キーワード  サービス  税理士  豊田市  >>もっと見る</p>
4位			<p>譲渡所得の注意点 浜松市の税理士 小林徹会計事務所   情報提供</p> <p>「譲渡所得の注意点」(浜松市の税理士 小林徹会計事務所) 謾渡所得の計算式は以下の通りです。譲渡所得の金額=総収入金額-(取得費+譲渡費用)-特別控除額(総合課税のみ) 間違えやすいポイントとして譲渡費 ...</p> <p>関連キーワード  譲渡所得  総合課税  特別控除  >>もっと見る</p>
5位			<p>寄附金控除と寄付金税額控除のつまみぐいはダメ taxML税法実務情報   情報提供</p> <p>寄附金控除と寄付金税額控除のつまみぐいはダメ「確定申告で誤りやすい事項 平成27年分」(広島国税局作成)より。引続き、この時期なので、単なるメモですが。△5 寄附金特別控除(誤りやすい事項)○認定NPO法人に対する寄附金について、一部を寄附金控除、残りの金額を税額控除としている。(考え方)認定NPO法人に対する寄附金について、確定申告では寄附金控除又は税額控除の有利な方を選択できるが、その寄附金の全額について</p>